

平成30年度国民健康保険制度改正の概要について

★ 平成30年度制度改正の概要

1. 趣旨

国民健康保険が抱える構造的な問題（年齢構成が高く医療費水準が高い、所得水準が低い、小規模保険者が多く保険料負担が重い等）の解決を図り、国民健康保険制度を将来にわたって持続可能な制度となるよう改正され、平成30年4月より新しい国民健康保険制度が始まりました。

2. 改正の内容

(1)国等の公費の拡充による財政基盤の強化

(2)都道府県単位の財政運営による事業運営の安定化

○都道府県が市町村とともに共同運営（役割分担の明確化）

【都道府県】財政運営の責任主体（保険給付費総額の見込み、納付金の決定・徴収、保険給付費等の交付）

【市町村】住民に身近な業務運営（保険料【税】率の決定・賦課徴収、資格管理、保険給付、保健事業等）

○納付金制度導入による財政運営

市町村単位（被保険者個人の支え合い）⇒ 県単位（市町村間の支え合い）へ

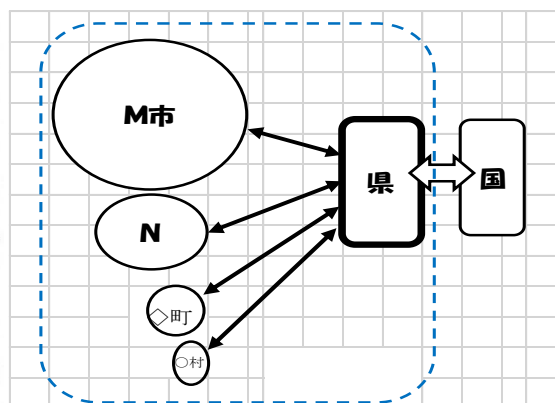
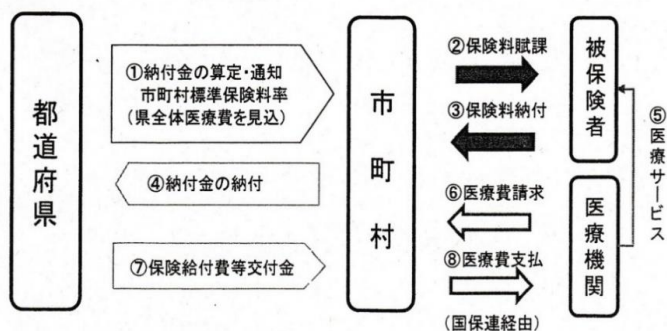
市町村の被保険者数・所得に応じ按分し、医療費水準を反映させる

○都道府県単位の運営により保険給付費の急増に対応

小規模市町村（保険者）にメリット

都道府県の主な役割 【国保財政運営について県内市町村の中心的な役割】	市町村の主な役割 【被保険者の実情を把握したうえで、地域における ぎめ細かい事業を行う】
・ 国保財政運営の責任主体	・ 国保事業費納付金を都道府県に納付
・ 国保運営奉仕に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進	・ 資格を管理（被保険者証等の発行）
・ 市町村ごとの納付金・標準保険料率を算定	・ 標準保険料率を参考に保険料率を決定し 保険料（税）の賦課・徴収
・ 保険給付に必要な費用を市町村に支払う	・ 保険給付の決定、保健事業の実施

【新たな財政運営の仕組み】



※都道府県及び市町村が国保特別会計を設置

3. 国保事業費納付金の算定について

県内で保険料負担を公平に支え合うため、県により市町村ごとに国保事業費納付金が決定されます。
市町村はこれを県に納付します。

○納付金額は次の3つの指標をもとに配分

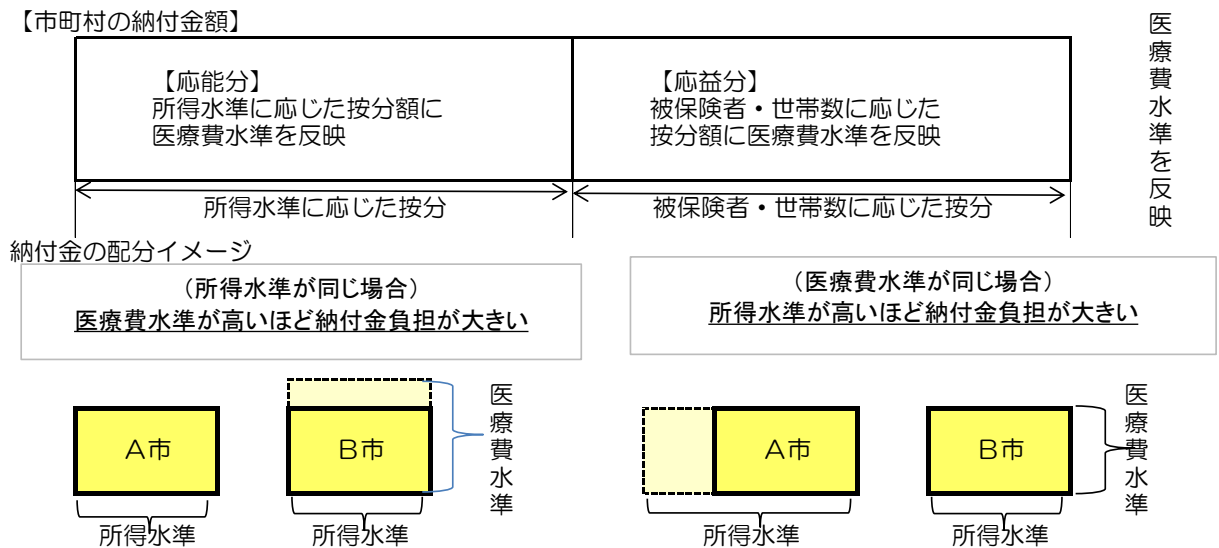
- ① 被保険者に応じた按分【被保険者数と世帯数 応益負担】
- ② 所得水準に応じた按分(所得水準が高い市町村は多く配分 応能負担)
- ③ 医療費水準の反映(医療費が高い市町村は多く配分)

○納付金の配分(イメージ)

①保険給付費総額から公費等を控除して県全体の納付金額を算定

※【長野県】応能:応益 = およそ49:51で按分

②納付金額の配分 市町村ごとの所得【応能分】、被保険者数・世帯数【応益分】により按分して医療費水準を反映



4. 市町村標準保険料率について

○県の標準的な保険料の算定方式は運営方針により3方式(①所得割 ②均等割 ③平等割)を用いて算定。

○これまで県内の多くの市町村は4方式(①所得割 ②資産割 ③均等割 ④平等割)で保険料(税)を決定しているため、県は市町村に対し、3方式と4方式の2種類の標準保険料率を通知する。

○市町村は、県の標準保険料率を参考に、市町村独自の算定基準で保険料(税)率を決定する。

※ 飯山市は4方式により算定している。

○県から示される納付金額・標準保険料率についてのスケジュールは今のところ昨年同様の見込み

※【県⇒市町村】11月中旬…納付金等試算結果の提供、1月下旬…納付金額等確定通知

★ 今後の方向性

長野県は令和9年の保険料水準の統一に向けたロードマップの策定・国保運営方針を示しました(P8～P13)。

- ・納付金に反映する市町村毎の医療費指数を令和4年度から段階的に二次医療圏の医療費指数に1/6ずつ近づけ、令和9年度に二次医療圏に統一(北信圏域他6圏域)。
- ・資産割の廃止(令和9年度までに廃止)と応益割保険料(均等割、平等割)を標準保険料に近づける。
- ・市町村の努力評価。

飯山市では、現在上記の4方式で国保税を課税していますが、資産割の比重が高いものとなっています。

このことについて、国保税に占める資産割の段階的引下げ解消を図りつつ、県が示す国保事業費納付金を確保できるよう国保税額の改定を今年度実施しました。 応益割保険料は標準保険料に近いものとなっています。

また、今後二次医療圏で段階的に医療費指数が統一されていくため、医療費抑制に取り組んでいく必要があります。



引き続き来年度に向けて、適正な国民健康保険税の課税率等について検討を進めていきます。

国民健康保険税 各市の状況【県内19市】2021年度

		医療費分								後期高齢者支援分								介護納付金分								医療+後期+介護							
		所得割 %	順位	資産割 %	順位	均等割 円	順位	平等割 円	順位	所得割 %	順位	資産割 %	順位	均等割 円	順位	平等割 円	順位	所得割 %	順位	資産割 %	順位	均等割 円	順位	平等割 円	順位	所得割 %	順位	資産割 %	順位	均等割 円	順位	平等割 円	順位
1	長野市	8.20	18	0.00	1	17,760	2	19,680	5	2.80	13	0.00	1	6,240	2	7,560	14	2.60	13	0.00	1	8,760	14	7,080	16	13.60	18	0.00	1	32,760	3	34,320	7
2	松本市	9.10	19	0.00	1	18,800	6	22,700	15	3.20	18	0.00	1	6,500	3	7,400	13	2.60	13	0.00	1	6,400	1	6,700	9	14.90	19	0.00	1	31,700	1	36,800	13
3	上田市	6.90	8	0.00	1	21,600	16	21,200	12	2.61	9	0.00	1	8,700	13	7,300	10	2.60	13	0.00	1	8,900	15	6,500	8	12.11	11	0.00	1	39,200	17	35,000	9
4	岡谷市	7.92	17	17.92	16	20,000	12	16,800	1	2.38	5	4.47	13	8,100	11	6,400	4	1.98	5	3.60	13	8,300	12	6,200	5	12.28	12	25.99	14	36,400	11	29,400	2
5	飯田市	6.60	5	0.00	1	16,500	1	21,000	11	3.05	17	0.00	1	10,600	18	0	1	2.70	17	0.00	1	8,600	13	6,800	10	12.35	14	0.00	1	35,700	10	27,800	1
6	諏訪市	7.20	12	22.30	19	19,000	7	22,000	13	2.70	10	7.30	17	8,000	10	9,500	17	1.70	1	7.10	19	7,000	2	6,000	2	11.60	6	36.70	19	34,000	5	37,500	17
7	須坂市	7.40	15	0.00	1	19,000	7	19,000	3	2.90	15	0.00	1	6,000	1	6,000	3	2.10	6	0.00	1	8,000	10	7,000	11	12.40	15	0.00	1	33,000	4	32,000	5
8	小諸市	6.00	2	7.00	9	18,000	3	20,000	6	2.90	15	3.00	10	8,500	12	7,000	8	3.20	19	4.50	15	9,000	16	8,000	17	12.10	10	14.50	10	35,500	9	35,000	9
9	伊那市	6.50	4	0.00	1	23,400	19	24,400	18	2.30	3	0.00	1	8,800	14	7,900	15	2.40	12	0.00	1	10,300	19	7,000	11	11.20	4	0.00	1	42,500	19	39,300	18
10	駒ヶ根市	7.30	13	16.00	13	18,000	3	20,000	6	2.85	14	4.00	12	7,400	5	6,500	5	2.19	7	7.00	18	7,300	4	6,400	7	12.34	13	27.00	16	32,700	2	32,900	6
11	中野市	6.90	8	14.90	12	22,000	17	18,100	2	2.50	8	7.30	17	7,800	8	6,500	5	2.20	8	4.50	15	9,400	18	5,500	1	11.60	7	26.70	15	39,200	17	30,100	3
12	大町市	5.90	1	22.00	18	18,000	3	24,000	17	2.40	6	0.00	1	11,000	19	0	1	2.20	8	2.00	9	8,000	10	7,000	11	10.50	2	24.00	11	37,000	12	31,000	4
13	飯山市	6.90	8	16.40	14	20,000	12	20,100	9	3.45	19	8.10	19	9,800	17	9,700	19	2.60	13	3.10	12	7,500	7	7,000	11	12.95	17	27.60	18	37,300	15	36,800	13
14	茅野市	6.47	3	13.00	11	19,200	10	20,000	6	1.93	1	6.00	16	7,500	6	8,600	16	1.87	4	5.70	17	7,700	8	6,000	2	10.27	1	24.70	12	34,400	7	34,600	8
15	塩尻市	6.74	7	0.00	1	23,100	18	23,700	16	2.21	2	0.00	1	7,900	9	7,300	10	1.86	3	0.00	1	7,900	9	6,100	4	10.81	3	0.00	1	38,900	16	37,100	16
16	千曲市	7.70	16	18.00	17	19,500	11	22,000	13	2.40	6	5.30	14	7,500	6	7,200	9	1.80	2	4.20	14	7,300	4	6,300	6	11.90	9	27.50	17	34,300	6	35,500	12
17	佐久市	7.30	13	8.00	10	20,800	15	24,400	18	2.75	12	3.00	10	9,000	15	7,300	10	2.75	18	2.90	11	7,300	4	8,700	18	12.80	16	13.90	9	37,100	14	40,400	19
18	東御市	6.70	6	16.80	15	19,000	7	19,500	4	2.30	3	5.60	15	6,500	3	6,500	5	2.30	11	2.70	10	9,000	16	9,000	19	11.30	5	25.10	13	34,500	8	35,000	9
19	安曇野市	6.90	8	0.00	1	20,400	14	20,400	10	2.70	10	0.00	1	9,600	16	9,600	18	2.20	8	0.00	1	7,000	2	7,000	11	11.80	8	0.00	1	37,000	12	37,000	15
平均（飯山市除く）		7.10		8.66		19,670		21,049		2.60		2.55		8,091		6,587		2.29		2.46		8,120		6,849		11.99		13.67		35,881		34,484	

※ 順位の数字が小さいほど、割合または金額が少ない

令和4年度 納付金及び標準保険料率算定に伴うスケジュール（予定）

時期		長野県	飯山市
令和4年 11月	上旬	第1回 長野県国民健康保険運営協議会 ・令和5年度納付金等算定について	
	中旬	令和5年度市町村納付金試算結果提供	
	下旬		
12月	上旬		
	中旬		
	下旬		運営協議会 ・県から示された試算結果等に基づき「納付金額に伴う財源」について、市から諮問を受け、検討を行う。
令和5年 1月	上旬		
	中旬	令和5年度市町村納付金等確定通知	
	下旬		運営協議会 ・前回検討結果、及び県からの「確定納付金通知」を踏まえ再検討を行い、答申内容を検討する。
2月	上旬	第2回 長野県国民健康保険運営協議会 ・令和5年度納付金等算定結果について	
	中旬		運営協議会 ・市長へ答申を行う。
	下旬		市 ・市の「納付金額に伴う財源」の決定
3月	上旬		議会全員協議会へ報告
	中旬	令和5年度予算(案)成立	3月議会 令和5年度条例改正等
	下旬		令和5年度予算(案)成立

令和4年2月9日

飯山市長 足立正則様

飯山市国民健康保険運営協議会
会長 山室茂孝

飯山市国民健康保険税の課税額等について（答申）

令和4年1月27日付市環第301号で諮問のありました飯山市国民健康保険税の課税額等について、長野県から示されました飯山市の国民健康保険事業費納付金額等を踏まえ慎重に審議を行った結果、次のとおり答申いたします。

記

1 県が目指す保険税率統一に向けての令和4年度の国民健康保険税の改定について

令和2年度末に県において策定された「長野県における国民健康保険運営の中期的改革方針」に基づき、令和9年度に予定されている県内保険税（料）率統一に向け、今後の医療費の変動や事業費納付金の動向に対応するための繰越金（基金）を確保し、国民健康保険特別会計の安定的な運営を図りながら段階的に資産割率を引き下げることが望ましい。このため令和4年度の国民健康保険税の改定にあたっては、資産割率合計を現行の27.60%から引き下げ、13.80%とする。

2 国民健康保険特別会計の基盤安定の確保について

令和4年度国民健康保険事業費納付金額の減額等により剰余金が生じた場合は、国民健康保険特別会計の基盤安定に資するため、基金積立等に充てられたい。

3 付記

上記1、2より、改定後の医療保険分、後期支援分、介護保険分に係る所得割率、資産割率、均等割額及び平等割額については、別紙に記載の率及び額が適当と考えられる。なお、県が示す納付金額が令和4年度分であることから、それに係る保険税課税率等の改定時期は令和4年4月1日とされたい。

(別紙)

国民健康保険税の課税額について (令和4年4月1日～)

	区分	改定税率(額)	現行税率(額)	税率等の差
	医療保険分	所得割率	6.90%	6.90%
資産割率		8.20%	16.40%	△8.20%
均等割額		20,000円	20,000円	0円
平等割額		20,100円	20,100円	0円
	区分	税率(額)	税率(額)	税率等の差
	後期支援分	所得割率	3.45%	3.45%
資産割率		4.00%	8.10%	△4.10%
均等割額		9,800円	9,800円	0円
平等割額		9,700円	9,700円	0円
	区分	税率(額)	税率(額)	税率等の差
	介護保険分	所得割率	2.60%	2.60%
資産割率		1.60%	3.10%	△1.50%
均等割額		7,500円	7,500円	0円
平等割額		7,000円	7,000円	0円
	区分	税率(額)	税率(額)	税率等の差
	合計	所得割率	12.95%	12.95%
資産割率		13.80%	27.60%	△13.80%
均等割額		37,300円	37,300円	0円
平等割額		36,800円	36,800円	0円

【飯山市の国保事業費納付金算定結果表】 ※一般被保険者分のみ

A 令和4年度確定係数 算定による納付額		B 令和3年度確定係数 算定による納付額		A - B
(円)		(円)		(円)
飯山市	医療分	343,653,442	359,754,344	-16,100,902
	支援金等分	122,578,707	129,515,487	-6,936,780
	介護分	42,310,075	46,036,714	-3,726,639
	合計	508,542,224	535,306,545	-26,764,321
長野県全体		51,303,980,259	51,368,231,975	-64,251,716

◆ 令和3年度確定係数算定からは、長野県全体では約6,425万円減少し、飯山市においては、約2,676万円の減少となっている。

1 算定結果の留意事項

(1) 令和3年度と比較して県全体の納付金額が減少した主な理由
 県全体の納付金額が昨年の確定係数から約6,425万円(約1億円)減少。

【納付金額減少の主な要因】

- ・ 公費の増減(歳出:保険給付費等△20億円、歳入:前期交付金等△19億円)

(2) 令和3年度と比較して各市町村の納付金額が増減する主な理由
市町村ごとの納付金額の増減の理由としては、主に以下の要因が考えられる。

- ① 所得水準・被保険者数・世帯数の影響
- ② 医療費水準の影響

※飯山市においては、①、②の数値において、昨年数値より低い数値で算定されている。